

議案第14号

鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正について

次のとおり鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部を改正する条例

鳥取県被災者住宅再建支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然災害のうち、次のいずれかに該当するものであって、知事が参加市町村（第11条第1項の規定による参加の申込みをした市町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に協議して指定したものをいう。

ア 県内において10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

イ 1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

ウ 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

エ アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の崩壊を招くおそれのある被害が発生した自然災害

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 自然現象（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然現象をいう。以下同じ。）により生ずる被害のうち、次のいずれかに該当するものであって、知事が参加市町村（第11条第1項の規定による参加の申込みをした市町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に協議して指定したものをいう。

ア 県内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの

イ 世帯数の大幅な減少による被災地域における地域社会の崩壊又は被災地域の所在する市町村（以下「被災市町村」という。）の著しい財政悪化を招くおそれのあるもの

(2) 被災者住宅再建支援金 被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について被災者住宅再建支援金の交付を申請する者に限る。以下「交付対象者」という。）に対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「交付定額」という。）以上の給付金をいう。

(3) 全壊世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。

ア～ウ 略

(4)・(5) 略

2 前項第1号アからウまでの規定を適用する場合には、2の大規模半壊世帯又は半壊世帯をもって1の世帯の住宅の全壊と

(2) 被災者住宅再建支援金 被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる世帯の世帯主（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について被災者住宅再建支援金の交付を申請する者に限る。以下「交付対象者」という。）に対して交付する、同表の第5欄に定める額（以下「交付定額」という。）以上の給付金をいう。

(3) 全壊世帯 自然災害（自然災害のうち法第2条第2号の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。）により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。

ア～ウ 略

(4)・(5) 略

みなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。